



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
秋田労働局

Press Release

報道関係者 各位

平成 29 年 4 月 25 日 (火)

【照会先】

秋田労働局職業安定部職業安定課

課 長 金 澤 勲

若年者対策係長 佐 藤 肇

電話 018-883-0007

平成 29 年度「秋田県学校卒業生就職問題連絡協議会」

における申し合わせについて

～新卒者に対する採用選考等のルールを守りましょう！～

平成 30 年 3 月新規学校卒業生の学校における、適正な職業選択を確保するとともに、求人秩序の確立による、適正な推薦・選考等がなされることを目的として、平成 29 年 4 月 19 日に「平成 29 年度秋田県学校卒業生就職問題連絡協議会」を開催しました。

この協議会において、別添 1 から別添 3 のとおり申し合わせがなされ、関係各機関において遵守することとなりました。

主な内容は下記のとおりです。

なお、ハローワークでの求人申込書の受理開始は、6 月 20 日から 6 月 1 日に変更となりました。

記

- 1 平成 30 年 3 月新規中学校・高等学校卒業予定者の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について (別添 1)

【主な内容】

(1) 高卒の求人受付：6 月 1 日から

(2) 高卒の求人公開：7 月 1 日から

(3) 高卒の選考開始、採用内定日：9 月 16 日から

- 2 平成 30 年 3 月大学、短期大学及び高等専門学校卒業予定者の就職・採用活動に係る取扱い等について (別添 2)

【主な内容】

(1) 大卒者等の採用選考活動：6 月 1 日から

(2) 大卒者等の採用内定日：10 月 1 日から

- 3 平成 30 年 3 月新規高等学校卒業予定者の応募・推薦に係る申し合わせについて (別添 3)

【主な内容】

(1) 複数応募制：1 人 3 社まで応募可能とする。

平成 30 年 3 月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦
及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について

平成 29 年 4 月 19 日
秋田県学校卒業者就職問題連絡協議会

平成 30 年 3 月新規中学校・高等学校卒業者の就職について、早期選考など行き過ぎた求人活動の自粛を求め、正常な学校教育の維持と適正な職業紹介の実施を図るため、別添の平成 29 年 1 月 24 日付け文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省職業安定局長通達「平成 30 年 3 月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について」（以下「通知」という。）により、下記の取り扱いとする。

なお、下記の「第 6 その他」については、公正採用選考推進等の観点から、通知の内容に加えた取扱いとする。

記

第 1 求人受理及び推薦、選考開始の時期並びに採用内定について

1 新規中学校卒業生

- (1) 求人の受理は、求人事業所を管轄する公共職業安定所（以下「安定所」という）において、平成 29 年 6 月 1 日から開始し、他安定所への求人連絡は、平成 29 年 7 月 1 日以降随時行うものとする。
- (2) 推薦、選考は、平成 29 年 12 月 1 日以降開始するものとする。
- (3) 採用内定は、選考開始と同日以降に行うものとする。

2 新規高等学校卒業生

- (1) 求人の申し込みを行う場合は、管轄の安定所に求人申込書を提出して、選考期日、求人内容等について適正であることの確認を受けることとし、確認印を受けた求人票（同写）によらない求人に対しては、学校は生徒の推薦を行わないものとする。
- (2) 求人の受理は、求人事業所を管轄する安定所において、平成 29 年 6 月 1 日から開始し、求人者に対する当該求人票の返戻及び他安定所への求人連絡は、平成 29 年 7 月 1 日以降行うものとする。
- (3) 推薦開始日は、平成 29 年 9 月 5 日以降（文書到着主義）とし、選考開始期日は平成 29 年 9 月 16 日以降とする。
- (4) 採用内定は、選考開始と同日以降に行うものとする。

第2 求人活動のための学校訪問について

求人者又はその委託を受けた者が行う求人活動のための学校訪問については、原則として安定所の求人受付において確認を受けた求人票により学校に求人申込みを行った日以降に行うこととするが、学校の事前の了解の下に安定所に求人申込みを行った日以降についても行うことができるものとする。

第3 就業開始期日について

- 1 中学校
実習、研修等を含め、平成30年4月1日以降とすること。
- 2 高等学校
実習、研修等を含め、卒業後とすること。

第4 選考結果の通知

選考後は、採用内定取消しが生じないよう十分配慮しつつ、できる限り速やかに採否を決定し、選考を受けた生徒にその旨を通知すること。

第5 文書募集の取扱いについて

- 1 新規中学校卒業者を対象とする文書募集は行わないこと。
- 2 新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の開始時期は、平成29年7月1日以降とすること。なお、これを行う場合には、次の条件によること。
 - (1) 安定所において確認を受けた求人であって、当該求人の求人票記載内容と異なるものでないこと。
 - (2) 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人の求人番号を掲載すること。
 - (3) 生徒の応募受付は、学校又は安定所を通じて行うこと。
また、求人者が文書募集による応募者を受け付ける場合であっても、推薦開始期日、採用選考期日については、上記第1の2(2)から(4)の取扱いと同様であること。

第6 その他

- 1 応募書類の取扱いについて
高等学校は、生徒の推薦に際し、厚生労働省、文部科学省及び全国高等学校長協会の協議のもとに定められた統一応募書類(「履歴書」、「調査書」)を使用することとし、求人者に対し他の書類の提出を求めないよう指導するものとする。
- 2 安定所及び学校との連携
安定所及び学校は、関係機関並びに関係団体等と協力のうえ、県内就職を促進するために必要な労働市場情報の提供に努め、県内企業に対する関心を高めるとともに、県内企業における受入体制の整備、向上並びに就職者の職場適応について、事業主の理解と協力を求めるものとする。

3 家庭訪問の取扱いについて

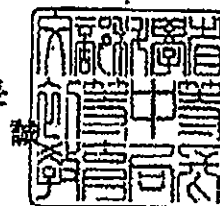
求人者又はその委託を受けた者が、求人活動のために生徒の家庭を訪問することはこれを全面的に禁止するものとする。



28文科初第1379号
職発0124第3号
平成29年1月24日

主要経済関係団体代表者 殿

文部科学省初等中等教育局長
藤原 謙



厚生労働省職業安定局長
生田 正



平成30年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦
及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について（通知）

新規学校卒業者の就職については、種々御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新規中学校及び高等学校卒業者に対する早期選考の防止については、貴団体を始め各経営者団体等の御協力により、平成28年度においても適切な取扱いが図られました。

文部科学省及び厚生労働省においては、今後も、学校教育を充実し、就職希望者の適正な職業選択を確保するとともに、求人秩序の確立を図るため、平成29年度においても選考開始期日等の完全遵守をお願いする次第であります。

については、貴団体におかれましても、下記の事項に御留意の上、選考開始期日等及び文書募集開始時期等の遵守について、会員事業所への周知徹底を図られるよう格別の御配慮をお願いします。

また、新規学校卒業者の採用に当たっては、本人の適性と能力のみを基準としてこれを行い、定時制課程及び通信制課程の卒業者と全日制課程の卒業者との間の差別的な取扱いや同和問題に係る差別的取扱いが行われないよう、また、男女雇用機会均等法の趣旨に沿った採用活動を行うとともに、障害者に対しては格別の配慮がなされるよう御配慮願います。

さらに、新規学校卒業者に対しての事業主の一方的な都合による採用内定取消し及び入職時期の繰下げは、決してあってはならない重大な問題です。このため「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、

職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」に沿った適正な募集・採用等が行われますよう、併せて御配慮をお願いします。

なお、新規大学等卒業者に係る採用選考が新規中学校卒業者（中等教育学校の前期課程修了者を含む。以下同じ。）及び新規高等学校卒業者（新規中等教育学校卒業者を含む。以下同じ。）に係る採用選考よりも早期に行われているところですが、それにより、新規中学校卒業者及び新規高等学校卒業者の就職機会に影響が及ばないよう配慮をお願いするところであり

ます。新規学卒者をめぐる就職環境は順調に回復していると考えられるものの、就職が決まらない学生・生徒も一定数おられます。仮に就職未決定のまま卒業を迎える者が多数にのぼるとすれば、本人にとって若年期に就業を通じた知識・技能の蓄積が図れず、将来のキャリア形成の支障となるとともに、我が国の産業や社会を支える人材の育成が図られないなど深刻な問題を引き起こしかねません。将来にわたる日本経済の競争力・生産性の向上を図るため、こうした取組に御理解をいただき、平成30年3月卒業予定者のための採用枠の拡大に向けた努力をお願いします。

記

第1 新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等

1 推薦及び選考開始期日並びに採用内定

- (1) 新規中学校卒業者の推薦及び選考開始期日については、平成30年1月1日以降とし、積雪地の関係からやむを得ない事情があるときは、次の地域に限り、平成29年12月1日から行っても差し支えないこと。

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県（飯山公共職業安定所管内の地域に限る。）、島根県（松江公共職業安定所隠岐の島出張所管内の地域に限る。）、

- (2) 新規高等学校卒業者の推薦開始期日については、推薦文書の到達が平成29年9月5日（沖縄県については平成29年8月30日）以降となるようにすること。
- (3) 新規高等学校卒業者の選考開始期日については、平成29年9月16日以降とすること。
- (4) 採用内定の開始については、従前と同様、選考開始と同日以降に行うことができるものであること。

2 求人申込みの手続き等

- (1) 職業安定法（昭和22年法律第141号）第27条又は第33条の2の規定に基づいて、新規高等学校卒業者に係る求人申込みを受理する高等学校（中等教育学校を含む。以下同じ。）に求人申込みを行う

場合においても、当面、適正な求人条件の確保、早期推薦・選考の防止及び円滑な労働力需給調整の実施等の見地から、求人申込みを行おうとする事業所は、当該事業所を管轄する公共職業安定所（以下「安定所」という。）に求人申込書を提出して、選考期日、求人内容等について適正であることの安定所の受理・確認（求人票への受理・確認印の押印）を受けた後、当該求人票により高等学校に求人申込みを行わなければならないこととすること。

したがって、この手続きによらない求人申込みのあった場合には、高等学校は、生徒の推薦を行わず、確認印の押印のある求人票の提出を求め、その提出後、推薦を行うものとする。

(2) 求人申込みの受理の期日等については、安定所の確認事務の的確な実施等適正な求人の確保を図るため、次のとおりとすること。

ア 新規中学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

(ア) 安定所における求人申込みの受理は、平成 29 年 6 月 1 日から開始するものとする。

(イ) 安定所の他安定所への求人連絡は、平成 29 年 7 月 1 日以降開始するものとする。

イ 新規高等学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

(ア) 安定所における求人申込みの受理及び確認のための求人票の受付は、平成 29 年 6 月 1 日から開始するものとする。

(イ) 安定所が確認した求人票の求人者に対する返戻は、平成 29 年 7 月 1 日から開始するものとする。

(ウ) 学校における求人申込みの受理は、平成 29 年 7 月 1 日以降開始するものとする。

また、安定所で受理した求人の学校への提示についても、平成 29 年 7 月 1 日以降に行うものとする。

(3) 求人活動のための学校訪問については、原則として安定所において確認を受けた求人票により学校に求人申込みを行った日以降に行うこととするが、学校の事前の了解の下に、安定所に求人申込みを行った日以降についても行うことができるものとする。

3 就業開始期日

(1) 新規中学校卒業者の就業開始（実習、研修等を含む。）時期は、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 56 条の規定により平成 30 年 4 月 1 日以降とすること。

(2) 新規高等学校卒業者の就業開始時期については、卒業後とするよう事業所を指導すること。

4 選考の通知

選考後は、採用内定取消しが生じないよう十分配慮しつつ、できる限り速やかに採否を決定し、選考を受けた生徒にその旨を通知すること。

第 2 新規中学校・高等学校卒業者の文書募集の取扱い

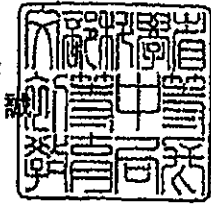
- 1 新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い
新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の開始時期は平成 29 年 7 月 1 日以降とすること。
なお、文書募集を行う場合は次の条件によることとする。
 - (1) 安定所において確認を受けた求人であって、当該求人の求人票記載内容と異なるものでないこと。
 - (2) 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人の求人番号を掲載すること。
 - (3) 応募の受付は学校又は安定所を通じて行うこと。
また、求人者が文書募集による応募者を受け付ける場合であっても、推薦開始期日、採用選考期日については、上記第 1 の 1 (2) から (4) の取扱いと同様であること。
- 2 新規中学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い
新規中学校卒業者を対象とする文書募集は行わないこと。



28 文科初第 1379 号
職 発 0124 第 2 号
平成 29 年 1 月 24 日

各都道府県教育委員会教育長 殿
各 都 道 府 県 知 事 殿

文部科学省初等中等教育局長
藤 原



厚生労働省職業安定局長
生 田 正



平成 30 年 3 月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦
及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について（通知）

新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等の遵守については、学校教育の充実を図り、職業紹介を円滑に実施する観点から、これまでも御尽力願ってきたところでありますが、平成 30 年 3 月新規中学校・高等学校卒業者については、全国高等学校長協会、主要経済団体（一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会）、文部科学省及び厚生労働省において検討を行った結果を踏まえ、下記によることとしました。

については、就職希望者の適正な職業選択を確保するとともに、求人秩序の確立を図り、併せて適正な推薦・選考が行われるよう、引き続き特段の御尽力をお願いします。

また、新規学校卒業者の採用に当たっては、本人の適性と能力のみを基準としてこれを行い、定時制課程及び通信制課程の卒業者と全日制課程の卒業者との間の差別的な取扱いや同和問題に係る差別的取扱いが行われないう、また、男女雇用機会均等法の趣旨に沿った採用活動が行われるとともに、障害者に対しては格別の考慮がなされるよう御配慮願います。

さらに、採用内定取消しの防止等を図るため、平成 21 年 1 月 19 日に公布・施行された職業安定法施行規則の一部を改正する省令（平成 21 年厚生労働省令第 4 号）等に基づく事前通知制度や企業名公表制度、「青少年の雇

用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」の一層の周知、学校とハローワークの十分な連携等による採用内定取消し事案の的確な把握について特段の御配慮をお願いします。

なお、主要な関係機関に対しては、別添1、2及び3のとおり協力方依頼をしましたので御了知願います。

記

第1 新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等

1 推薦及び選考開始期日並びに採用内定

(1) 新規中学校卒業生（中等教育学校の前期課程修了者を含む。以下同じ。）の推薦及び選考開始期日については、平成30年1月1日以降とし、積雪地の関係からやむを得ない事情があるときは、次の地域に限り、平成29年12月1日から行っても差し支えないこと。

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県（飯山公共職業安定所管内の地域に限る。）、島根県（松江公共職業安定所隠岐の島出張所管内の地域に限る。）

(2) 新規高等学校卒業生（新規中等教育学校卒業生を含む。以下同じ。）の推薦開始期日については、推薦文書の到達が平成29年9月5日（沖縄県については平成29年8月30日）以降となるようにすること。

(3) 新規高等学校卒業生の選考開始期日については、平成29年9月16日以降とすること。

(4) 採用内定の開始については、従前と同様、選考開始と同日以降に行うことができるものであること。

2 求人申込みの手続き等

(1) 職業安定法（昭和22年法律第141号）第27条又は第33条の2の規定に基づいて、新規高等学校卒業生に係る求人申込みを受理する高等学校（中等教育学校を含む。以下同じ。）に求人申込みを行う場合においても、当面、適正な求人条件の確保、早期推薦・選考の防止及び円滑な労働力需給調整の実施等の見地から、求人申込みを行おうとする事業所は、当該事業所を管轄する公共職業安定所（以下「安定所」という。）に求人申込書を提出して、選考期日、求人内容等について適正であることの安定所の受理・確認（求人票への受理・確認印の押印）を受けた後、当該求人票により高等学校に求人申込みを行わなければならないこととすること。

したがって、この手続きによらない求人申込みのあった場合には、高等学校は、生徒の推薦を行わず、確認印の押印のある求人票の提

出を求め、その提出後、推薦を行うものとする。

(2) 求人申込みの受理の期日等については、安定所の確認事務の的確な実施等適正な求人の確保を図るため、次のとおりとすること。

ア 新規中学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

(ア) 安定所における求人申込みの受理は、平成 29 年 6 月 1 日から開始するものとする。

(イ) 安定所の他安定所への求人連絡は、平成 29 年 7 月 1 日以降開始するものとする。

イ 新規高等学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

(ア) 安定所における求人申込みの受理及び確認のための求人票の受付は、平成 29 年 6 月 1 日から開始するものとする。

(イ) 安定所が確認した求人票の求人者に対する返戻は、平成 29 年 7 月 1 日から開始するものとする。

(ウ) 学校における求人申込みの受理は、平成 29 年 7 月 1 日以降開始するものとする。

また、安定所で受理した求人の学校への提示についても、平成 29 年 7 月 1 日以降に行うものとする。

(3) 求人活動のための学校訪問については、原則として安定所において確認を受けた求人票により学校に求人申込みを行った日以降に行うこととするが、学校の事前の了解の下に、安定所に求人申込みを行った日以降についても行うことができるものとする。

3 就業開始期日

(1) 新規中学校卒業者の就業開始（実習、研修等を含む。）時期は、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 56 条の規定により平成 30 年 4 月 1 日以降とすること。

(2) 新規高等学校卒業者の就業開始時期については、卒業後とするよう事業所を指導すること。

4 選考の通知

未内定者に対する職業指導を早期に実施するため、事業所に対し、選考後は、採用内定取消しが生じないよう十分配慮しつつ、できる限り速やかに採否を決定し、選考を受けた生徒にその旨を通知するよう協力を求めること。

5 都道府県高等学校就職問題検討会議の開催

平成 14 年度から設置している都道府県高等学校就職問題検討会議（以下「検討会議」という。）については、都道府県教育委員会と都道府県労働局が共同で、次により開催、運営すること。

(1) 検討会議は、安定所、都道府県私立学校主管部局・雇用対策主管部局、学校側代表及び産業界側代表等の参加を求め、次の事項について連絡又は検討、協議等を行うこと。

ア 求人受理開始日、紹介開始期日、選考開始期日等全国统一して

実施すべき事項についての説明又は確認

イ 各都道府県の状況等を踏まえた新規高等学校卒業者の応募・推薦方法のあり方についての関係者の申し合わせ又は確認事項等の協議

ウ 均等な応募・選考の機会の確保のための関係者の申合せ又は確認事項等の協議

エ 生徒に対する効果的な職業指導等を行うための検討

オ 関係業務の効果的な実施等新規高等学校卒業者に係る円滑な労働力の供給調整を図るための方策及び当該方策を実施するに当たっての関係者の連携協力事項の検討、協議

カ その他必要な情報の提供、地域の実情に応じた連絡、検討、協議等

(2) 検討会議で協議された申し合わせ、確認事項等は、報道機関に発表する等適切な方法で幅広く速やかに公表するものとする。

また、検討会議の議事については、原則として公開するものとし、都道府県教育委員会は当該議事録の作成・保管等を行い、事務所内に備え付ける等閲覧希望者が閲覧できるよう必要な措置を講ずるものとする。

6 関係部局間の連携及び関係部局による是正指導の強化

(1) 都道府県教育委員会、私立学校主管部局は、雇用対策主管部局、学校、都道府県労働局、安定所との連携を密にし、上記5により確認又は申し合わせた内容の完全実施等職業紹介の適正な実施に努めること。

また、求人者に対しては、高等学校教育の正常化及び生徒の適正な職業選択の確保のため、選考開始期日を厳守し、求人秩序の確立及び生徒の応募機会の確保を図ることについて協力を求めること。

(2) 申し合わせた期日より早期に選考又は推薦を行おうとするなど、秩序を乱すと認められる事業所又は学校に対しては、厳に自粛を促すこと。

第2 新規中学校・高等学校卒業者の文書募集の取扱い

1 新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の開始時期は平成29年7月1日以降とすること。

なお、文書募集を行う場合は次の条件によることとする。

(1) 安定所において確認を受けた求人であって、当該求人の求人票記載内容と異なるものでないこと。

(2) 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人の求人番号を掲載すること。

(3) 応募の受付は学校又は安定所を通じて行うこと。

また、求人者が文書募集による応募者を受け付ける場合であっても、推薦開始期日、採用選考期日については、上記第1の1(2)から(4)の取扱いと同様であること。

- 2 新規中学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い
新規中学校卒業者を対象とする文書募集は行わないこと。

第3 報告

各都道府県における早期に選考及び推薦等を行った事業所及び学校の名称並びにこれらに対して指導した内容について、平成29年10月31日までに、文部科学省初等中等教育局児童生徒課長又は厚生労働省職業安定局若年者雇用対策室長あて報告すること。

平成30年3月大学、短期大学及び高等専門学校卒業予定者の
就職・採用活動に係る取扱い等について

平成 29 年 4 月 19 日
秋田県学校卒業生就職問題連絡協議会

平成 29 年度の大学等卒業予定者の採用・就職活動については、学生が学業に専念し、多様な経験ができる環境づくり等をさらに進めるため、一般社団法人日本経済団体連合会は平成 28 年 9 月 20 日に「採用選考に関する指針」（以下「指針」という。）を改定し、大学等（就職問題懇談会）においても平成 28 年 9 月 28 日に「大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（申合せ）」（以下「申合せ」という。）を改定した。これにより、広報活動は平成 28 年度と同時期の卒業・修了年度に入る直前の 3 月 1 日以降に、採用選考活動は卒業・修了年度の 6 月 1 日以降に開始されることとなった。この「指針」及び「申合せ」を踏まえ、その遵守について関係者に対し周知を図るものとする。

第 1 「指針」の内容について

1 公平・公正な採用の徹底

公平・公正で透明な採用の徹底に努め、男女雇用機会均等法、雇用対策法及び若者雇用促進法に沿った採用選考活動を行い、学生の自由な就職活動を妨げる行為（正式内定日前の誓約書要求など）は一切しない。また、大学所在地による不利が生じないように留意する。

2 正常な学校教育と学習環境の確保

在学全期間を通して知性、能力と人格を磨き、社会に貢献できる人材を育成、輩出する高等教育の趣旨を踏まえ、採用選考活動にあたっては、正常な学校教育と学習環境の確保に協力し、大学等の学事日程を尊重する。

3 採用選考活動開始時期

学生が本分である学業に専念する十分な時間を確保するため、採用選考活動については、以下で示す開始時期より早期に行うことは厳に慎む。

広報活動	卒業・修了年度に入る直前の 3 月 1 日以降
選考活動	卒業・修了年度の 6 月 1 日以降

なお、活動にあたっては、学生の事情に配慮して行うように努める。

4 採用内定日の遵守

正式な内定日は、卒業・修了年度の10月1日以降とする。

5 多様な採用選考機会の提供

留学経験者に対して配慮するように努める。また、卒業時期の異なる学生や未就職卒業業者等への対応を図るため、多様な採用選考機会の提供（秋季採用、通年採用等の実施）に努める。

第2 「申合せ」の内容について

1 就職・採用活動開始時期の円滑な実施について

(1) 学生に対する十分な周知

各大学等は、採用選考活動の開始時期に十分留意すること。そのため、①学生に日程を十分に周知すること、②各大学等で実施されている説明会など就職関係行事の開催時期を必要に応じて適切に見直すこと、などについて配慮すること。

(2) 初年次からのキャリア教育・職業教育の充実について

学生の職業観や勤労観を涵養し、個々人の個性や適性に応じた職業を学生自ら選択できる能力の育成や学修意欲を高めるため、初年次からのキャリア教育・職業教育の充実を図る。

キャリア教育の実施に当たっては、後述の「企業説明会」とは明確に区分した上で、幅広く企業等の協力を得つつ、積極的な取組を行う。

(3) 「企業説明会」の取扱いについて

卒業・修了前年度3月1日より前は、学内及び学外で企業等が実施する「企業説明会」に対して会場提供や協力を行わない。なお、「企業説明会」とは「会社説明会」、「学内セミナー」等の名称に関わらず、採用を目的として事前に採用予定数や選考スケジュールなどの採用情報を広く学生に発信するための説明会を指す。

卒業・修了前年度3月1日以降、「企業説明会」を大学等の協力の下に実施する場合は、参加の有無がその後の選考に影響しないことを学生に対して明示する。また、実施に当たっては、土日祝日や平日の夕方以降の実施など、可能な限り学事日程に配慮する。

(4) 学校推薦の取扱いについて

学校推薦は、卒業・修了年度6月1日以降とすることを徹底する。

(5) 正式内定開始について

正式内定日は、卒業・修了年度10月1日以降である旨学生に徹底する。正式内定に至るまでの間においては、複数の内々定の状態が継続しないよう、学生を指導するとともに、9月30日以前の内々定は学生を拘束しないものである旨徹底する。

(6) 就職関連情報の積極的な提供について

学生が進路選択する際の検討に資するため、各大学等の学部・分野別の就職実績等や各大学等の職員採用についての採用方針や採用実績等の就職関連情報の積極的な提供に努める。

(7) 採用選考活動が学業等の妨げにならないために必要な配慮等について

企業等が学期期間中に採用選考活動を実施する場合に以下の配慮を求める。

① 学生の学修に十分配慮した形での採用選考活動の実施

授業、試験、留学、教育実習等と採用選考活動が重複する場合は、学生からの求めに応じ、個別的な採用選考日時の変更など必要な対応が明示的に行われること。また、土日祝日や平日の夕方の活用も取り入れるなど、学生の学修環境を損なうことのないように極力柔軟な対応が行われること。

② 採用選考開始日より前に採用選考活動を実施しないよう徹底すること。

2. 就職・採用活動の公平・公正の確保について

(1) 学生の応募書類について

学生の応募書類は、「大学等指定書類（『履歴書・写真・自己紹介書』、『成績証明書《卒業見込証明書を含む》』）」とし、企業に対して、就職差別につながる恐れのある項目を含む「会社指定書類」《エントリーシート等を含む》、「戸籍謄（抄）本」、「住民票」等の提出を求めないよう要請する。

(2) 男女雇用機会均等について

就職・採用活動は、男女雇用機会均等法及びその指針の趣旨に則って行われる旨を企業側に徹底するよう要請する。特に、総合職採用における女子学生への配慮を要請する。

(3) 職業の選択の自由を妨げる行為やハラスメント的な行為について

必要な人材確保に熱心になるあまり、

① 広報活動開始前又は広報活動期間中に早期に内々定を行うこと

② 正式内定開始日前に内定承諾書、誓約書をはじめとした内定受諾の意思確認書類の提出を求めること

③ 6月1日以降の採用選考時期に学生を長時間拘束するような選考会や行事等を実施すること

④ 自社の内々定と引き替えに、他社への就職活動を取りやめるよう強要すること

等の学生の職業の選択の自由を妨げる行為や、学生の意思に反して就職活動の終了を強要するようなハラスメント的な行為は厳に慎むよう要請する。

(4) インターンシップについて

インターンシップとは、一般に「学生が在学中に自らの専攻、将来のキャリアに関連した就業体験を行うこと」と捉えられており、その実施にあたっては、「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」1を踏まえ、適切に実施するよう要

請する。

そのため、広報活動開始前に「インターンシップ」と称した会社説明会や実質的な採用選考活動とも捉えられるような行事等は慎むよう要請する。

(5) 大学等の所在地等への配慮について

大学等の所在地や学生の居住地が遠方である場合などには、それが採用選考において不利とならないよう配慮することを要請する。

3. その他の事項について

(1) 各大学等における職員採用の対応について

企業等への就職・採用活動のみならず、各大学等における職員採用においても、今般の就職・採用時期を踏まえた対応を行う。

(2) 採用選考活動における評価について

就職・採用活動時期を踏まえ、企業等に対し、少なくとも卒業・修了 前年度までの学業成果（成績や履修履歴等）を採用面接において活用するなど適切に学生を評価することを求める。

(3) 学生の健康状態への配慮について

採用選考活動の実施時期が梅雨や夏季に当たるため、学生のクールビズ等への配慮を明示するよう求める。

(4) 「申合せ」の内容の周知について

各大学等は、学内の教職員はもとより、学生への周知徹底を図り、学生に不安と混乱が生じないよう適切に対応するとともに、企業等に求人依頼文書を発送する際はこの「申合せ」又は「申合せ」の内容をまとめた文書を添付し、若しくは、直接求人依頼を行う際や学内での企業説明会を実施する際に手交するなど、その趣旨の理解を図る。

第3 公共職業安定機関における取扱い日程等について

1 公共職業安定機関における取扱い

従前より公共職業安定機関においては企業の採用選考活動開始時期より求人票の公開を行っていたところであり、また、企業の採用選考活動開始前に求人票を公開すると、学生側が早期に事業主にアプローチする等、就職活動の早期化を助長する恐れがあることから、指針及び申合せの内容を踏まえ、平成 29 年度の公共職業安定機関における取扱いは、次のとおりとする。

(1) 求人票等の展示・公開の取扱いについて

平成 29 年度大学等卒業予定者に係る求人票、求人要項等は、平成 29 年 6 月 1 日以降に展示・公開する。

なお、平成 29 年 6 月 1 日より前に求人を受理する場合においても、当該求人者に求人票展示・公開日等について説明をし、了解を求めておく。

(2) 公共職業安定機関が作成する求人情報、ガイドブック等について

大学等卒業予定者を対象とした求人要項記載のある求人情報、ガイドブック等の発行は、平成 29 年 6 月 1 日以降とする。

(3) 公共職業安定機関が主催する学生対象の就職面接会について

公共職業安定機関が主催する大学等卒業予定者を対象とした就職面接会は、地域の中小企業等と学生等とのマッチングに大きな効果があるため、求人票等の展示・公開開始以降、大学等の学事日程等に最大限配慮しつつ、積極的に開催する。

(4) 専修学校等卒業予定者の取扱いについて

指針及び申合せは、平成 29 年度専修学校卒業予定者及び公共職業能力開発施設等長期間訓練課程終了予定者を対象とするものではないが、公共職業安定機関においては、これらも大学等卒業予定者と同様の取扱いとする。

2 事業主等に対する指導・援助

公共職業安定機関は、事業主等に対して、次のとおり指導・援助を行うものとする。

(1) 指針及び申合せの周知について

指針及び申合せの内容の事業主及び大学等への周知については、事業主等関係団体及び大学等関係機関を通じて行われるものであるが、公共職業安定機関においても、指針及び申合せの内容並びに公共職業安定機関の取扱い日程について、事業主・事業主団体との会議等の機会に説明するほか、学卒求人手続きの周知のためのパンフレット等を作成する場合にも、その内容等を盛り込むものとする。

(2) 公平・公正な採用の確保について

平成 29 年度に大学等が行う求人票の受理及び公示等について、求人秩序が維持され、公平・公正な採用が確保されるためには、事業主及び大学等の自律的な行動が特に必要となるところである。

指針においても、公平・公正で透明な採用の徹底に努め、男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号。以下「男女雇用機会均等法」という。）や雇用対策法（昭和 41 年 7 月 21 日法律第 132 号）、若者雇用促進法（青少年の雇用の促進等に関する法律。昭和 45 年法律第 98 号）に沿った採用選考活動を行い、学生の自由な就職活動を妨げる行為を一切しないこととされており、また、大学所在地による不利が生じないように留意することとされている。

公共職業安定機関としては、事業主がこれらの点に十分配慮し、性別、出身校等による区別なく学生等に対して公平・公正に就職機会を提供するよう、次のとおり指導するものとする。

イ 中学・高校卒業予定者の採用の確保について

大学等卒業予定者を対象とする採用選考活動の開始時期が、中学・高校卒業予定者を対象とする採用選考活動の開始時期よりも早いこと等に留意し、中学・高校卒業予定者の求人が十分に確保されるよう、事業主に対して働きかけること。

ロ 男女の均等な取扱いについて

男女雇用機会均等法の趣旨・内容等に関する周知を図るとともに、男女別求人を行わないこと等、同法の趣旨に沿った指導を行うこと。

ハ 学生の自由な就職活動への配慮について

企業が学生に対し、正式内定日前に誓約書を要求したり、他社の内定を断るよう強制する等学生の自由な就職活動を妨げたりすることのないよう事業主の理解を促すこと。

(3) 採用内定取消しの防止等について

新卒者の採用内定取消しの防止等については、職業安定法施行規則（昭和22年労働省令第12号）等において、公共職業安定所による採用内定取消し事案等の一元的把握、事業主が安定所等に通知すべき事項の明確化を図ることにより、企業に対する指導等内定取消し事案等への迅速な対応を図るとともに、採用内定取消しの内容が厚生労働大臣の定める場合に該当するときは、学生生徒等の適切な職業選択に資するため、その内容を公表することができるとされており、平成21年1月19日付け職発第0119002号「新規学校卒業者の採用内定取消し等に係る事前通知制度及び企業名の公表制度等について（職業安定法施行規則の一部改正等の施行について）」に基づき、当該取組を実施しているところである。

このため、これら事前通知制度や企業名公表制度をはじめ、「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」（平成27年厚生労働省告示第406号。以下「指針」という。）や新規学卒者職業紹介業務取扱要領（平成28年3月31日職発0331第9号）に基づき、事業主に対しては、募集の中止及び募集人員の削減、採用内定取消し並びに入職時期繰下げが生じないよう、的確な採用計画に基づいて採用内定を行うよう指導し、採用内定取消し、入職時期繰下げ等の事態が発生した場合には、その撤回を強く指導するものとする。

(4) 若者の応募機会の確保について

卒業後3年間は新卒として応募できるようにするとした指針を踏まえ、引き続きその概要及び事業主等に対する周知・指導を通じて未就職卒業者及び既卒者を始めとして可能な限り多くの若年者が応募できるよう、条件緩和等について積極的に働きかけるものとする。

平成30年3月新規高等学校卒業者の就職に係る
応募・推薦に係る申し合わせについて

平成 29 年 4 月 19 日
秋田県学校卒業者就職問題連絡協議会

高校と企業との信頼関係に基づく就職あっせんの仕組み（1人1社応募制、校内選考等）については、社会・経済環境の変化に伴い、生徒と仕事のミスマッチの発生や卒業後の無業者・フリーターの増加につながっているという問題意識から、平成16年3月新規高卒者から1人3社までの複数応募を認めることとしております。これに基づき、労働局及び県教育委員会においては、企業及び高校への周知・理解の促進を図り、環境整備に努めてきたところです。

については、昨年度に引き続き、下記のとおり実施することといたします。

記

1. 「複数応募制」について

- (1) 生徒は、応募・推薦の当初の段階から3社まで応募することができる。
(但し、県内求人事業所に応募・推薦する場合に限る。)
- (2) 県教育委員会及び高校は、複数応募制の一層の普及・定着に努めるとともに、制度の有効活用により生徒が適切な職業選択ができるよう、望ましい勤労観・職業観の一層の育成に努める。
- (3) 労働局及びハローワークは、複数応募制の県内企業への周知・理解の促進に努め、県及び関係機関と連携して生徒の職業意識形成支援に努める。

2. 「公務員との併願」について

民間企業と公務員の両方合格した場合、進路の選択については生徒の意志を尊重することとする。なお、公務員の合格発表が遅いことから、企業は入社承諾書等を提出させる場合、十分ゆとりを持たせるよう配慮するよう指導に努める。

秋田県学校卒業者就職問題連絡協議会委員名簿

	役 職 名	勤 務 先 所 在 地	連 絡 先
1	秋田県産業労働部雇用労働政策課長	秋田市山王4-1-1	860-2334
2	秋田県教育庁義務教育課長	秋田市山王3-1-1	860-5140
3	秋田県教育庁高校教育課長	秋田市山王3-1-1	860-5167
4	秋田県教育庁総務課長	秋田市山王3-1-1	860-5110
5	秋田公共職業安定所長	秋田市茨島1-12-16	864-4111
6	(一社) 秋田県経営者協会会長	秋田市旭北錦町1-47 秋田県商工会館内	864-0812
7	秋田県商工会議所連合会長	秋田市旭北錦町1-47 秋田県商工会館内	863-4141
8	秋田県商工会連合会長	秋田市旭北錦町1-47 秋田県商工会館内	863-8491
9	秋田県中小企業団体中央会長	秋田市旭北錦町1-47 秋田県商工会館内	863-8701
10	秋田県中学校長協会会長	秋田市茨島1-4-71 秋田市教育研究所内	823-1320
11	秋田県高等学校長協会会長	秋田市手形字中台1 秋田高等学校内	832-7200
12	ノースアジア大学学長	秋田市下北手桜字守沢46-1 ノースアジア大学	836-1327
13	聖霊女子短期大学学長	秋田市寺内高野10-33 聖霊女子短期大学	845-4111
14	秋田工業高等専門学校長	秋田市飯島文京町1-1 秋田工業高等専門学校	847-6020
15	秋田労働局職業安定部長	秋田市山王3-1-7 東カンビル5F	883-0007

秋田新卒者等就職・採用応援本部委員名簿

	所 属	役 職	摘 要
1	(一社)秋田県経営者協会	専務理事	
2	秋田県商工会議所連合会	常任幹事	
3	秋田県商工会連合会	専務理事	
4	秋田県中小企業団体中央会	専務理事	
5	(一社)秋田経済同友会	専務理事(兼事務局長)	
6	日本労働組合総連合会 秋田県連合会	事務局長	
7	秋田大学	理事(教育・学生・ 入試担当)	
8	秋田県立大学	教育本部長	
9	国際教養大学	キャリア開発室 チームリーダー	
10	聖園学園短期大学	厚生課長・教授	
11	秋田公立美術大学	学生課長	
12	秋田県専修学校各種学校協会	会 長	
13	秋 田 県	産業労働部長	
14	秋田県教育庁	教 育 長	
15	秋田県高等学校長協会	会 長	
16	東北経済産業局	地域経済部長	
17	秋田労働局	局 長	本部長
18	秋田労働局	職業安定部長	事務局長兼務
19	秋田公共職業安定所	所 長	

事 務 局

秋田労働局職業安定部	職業安定部長	事務局長
	職業安定課長	
	職業安定監察官	
	若年者対策係長	
	若年者対策係	